

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成27年8月20日(2015.8.20)

【公表番号】特表2014-532668(P2014-532668A)

【公表日】平成26年12月8日(2014.12.8)

【年通号数】公開・登録公報2014-067

【出願番号】特願2014-539196(P2014-539196)

【国際特許分類】

A 6 1 K	38/16	(2006.01)
A 6 1 P	1/02	(2006.01)
A 6 1 P	31/04	(2006.01)
A 6 1 P	43/00	(2006.01)
A 6 1 K	31/198	(2006.01)
A 6 1 K	31/194	(2006.01)
A 6 1 K	45/00	(2006.01)
A 6 1 K	9/08	(2006.01)
A 6 1 K	9/12	(2006.01)
A 6 1 K	9/06	(2006.01)
A 6 1 K	9/127	(2006.01)
A 6 1 Q	11/00	(2006.01)
A 6 1 K	8/64	(2006.01)
A 6 1 K	8/41	(2006.01)
A 6 1 K	8/365	(2006.01)
A 2 3 L	1/305	(2006.01)
A 2 3 L	1/304	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	37/14	
A 6 1 P	1/02	
A 6 1 P	31/04	
A 6 1 P	43/00	1 2 1
A 6 1 K	31/198	
A 6 1 K	31/194	
A 6 1 K	45/00	
A 6 1 K	9/08	
A 6 1 K	9/12	
A 6 1 K	9/06	
A 6 1 K	9/127	
A 6 1 Q	11/00	
A 6 1 K	8/64	
A 6 1 K	8/41	
A 6 1 K	8/365	
A 2 3 L	1/305	
A 2 3 L	1/304	

【手続補正書】

【提出日】平成27年6月29日(2015.6.29)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

組成物であつて、

(a) EDTA、EGTA、DTPA、EDDHA、IDA、CDTA、HEDTA、HEIDA、NTA、の1つ又は複数から選択されるキレート剤と、

(b) クエン酸ナトリウム、クエン酸カリウム及びクエン酸亜鉛の1つ又は複数から選択されるクエン酸塩と、

を含む、口腔内疾患を予防及び治療するための組成物。

【請求項2】

前記EDTA、EGTA、DTPA、EDDHA、IDA、CDTA、HEDTA、HEIDA、NTA、の1つ又は複数が二ナトリウム塩又は四ナトリウム塩の形態である、請求項1に記載の組成物。

【請求項3】

前記キレート剤及びクエン酸塩が、約400mg/Lと約4000mg/Lの間の量で存在する請求項1又は2に記載の組成物。

【請求項4】

前記キレート剤及びクエン酸塩が、4000mg/Lより多い量で存在する請求項1又は2に記載の組成物。

【請求項5】

前記キレート剤及びクエン酸塩が、前記組成物に対し、約300mg/Lと約3000mg/Lの間の量で存在する、請求項1又は2に記載の組成物。

【請求項6】

口腔疾患関連の細菌に対して有効である、請求項1～5のいずれか一項に記載の組成物。

【請求項7】

前記細菌が、 streptococcus・ミュータンス、 streptococcus・ソブリナス、 streptococcus・サングイス (サングイニス)、 streptococcus・ゴルドニ、 streptococcus・オラリス、 streptococcus・ミチス、 actinomyces・オドントリティカス (Actinomyces odontolyticus)、 actinomyces・ビスコーサス (Actinomyces viscosus)、 aggregatibacter・actinomycetemcomitans、 porphyromonas・ジンジバリス、 prevotella・インテルメディア (Prevotella intermedia)、 bacteroides・フォーサイス (Bacteroides forsythus)、 treponema・デンティコラ (Treponema denticola)、 fusobacterium・ヌクレアーツム (Fusobacterium nucleatum)、 campylobacter・レクタス (Campylobacter rectus)、 eikenella・コローデンス (Eikenella corrodens)、 veillonella・ベイロネア種 (Veillonella spp.)、 micromonas・ミクロモナス・ミクロス (Micromonas micros)、 porphyromonas・カンジンジバリス (Porphyromonas gingivalis)、 haemophilus・ヘモフィルス・アクチノミセテムコミタンス (Haemophilus actinomycetemcomitans)、 actinomyces・アクチノミセス種、 bacteriodes・バチルス種、 mycoplasma・マイコバクテリウム種、 fusobacterium・フソバクテリウム種、 streptococcus・ストレプトコッカス種、 staphylococcus・黄色ブドウ球菌 (Staphylococcus aureus)、 streptococcus・化膿レンサ球菌 (Streptococcus pyogenes)、 streptococcus・アガラクティエ (正: Streptococcus agalactiae)、 proteus・プロテウス・ミラビリス (Proteus mirabilis)、 klebsiella・クレブシエラ・ニューモニエ (Klebsiella pneumoniae)、 大腸菌、 aspergillus・アシネットバクター種、 enterococcus・エンテロコッカス種、 prevotella・プレボテラ種、 porphyromonas・ポルフィロモナス種、 corynebacterium・クロスチジウム種、 stenotrophomonas・ステノトロホモナス・マルトフィリア (Stenotrophomonas maltophilia) 及び candida・カンジダ・アルビカンス (Candida albicans) からなる群より選択される、請求項1～6のいずれか一項に記載の組成物。

【請求項8】

水、緩衝液、安定化剤、結合剤、ゲル化剤、脱感作剤、歯牙漂白剤、歯垢沈着防止助剤、界面活性剤、フッ化物、薬草、ビタミン、ミネラル、抗微生物剤、抗生素質、pH調整

剤、香料、安息香酸塩及び着色剤からなる群より選択される1つ又は複数の成分を更に含む、請求項1～7のいずれか一項に記載の組成物。

【請求項9】

前記キレート剤がEDTA二ナトリウムである、請求項1～8のいずれか一項に記載の組成物。

【請求項10】

クエン酸ナトリウムとEDTA二ナトリウムとを含む、口腔内疾患を予防及び治療するための組成物。

【請求項11】

水、緩衝液、安定化剤、結合剤、ゲル化剤、脱感作剤、歯牙漂白剤、歯垢沈着防止助剤、界面活性剤、フッ化物、薬草、ビタミン、ミネラル、抗微生物剤、抗生物質、pH調整剤、香料、安息香酸塩及び着色剤からなる群より選択される1つ又は複数の成分を更に含む、請求項1～10のいずれか一項に記載の組成物。

【請求項12】

前記ミネラルが、亜鉛塩、乳酸亜鉛、クエン酸亜鉛、グルコン酸亜鉛及び塩化亜鉛の1つ又は複数からなる群より選択される、請求項11に記載の組成物。

【請求項13】

洗口液／リンス、噴霧剤、溶液、ゲル、水添加剤、研磨用／非歯磨剤ゲル、ペースト、義歯洗浄剤、義歯浸漬液、義歯接着剤又はセメント、チューインガム、キャンディ、ロゼンジ、ビスケット及びソフトドリンクの1つ又は複数として調製される、請求項1～12のいずれか一項に記載の組成物。

【請求項14】

リポソーム系又はナノ粒子送達系を含む、請求項1～13のいずれか一項に記載の組成物。

【請求項15】

過炭酸ナトリウム又は過ホウ素酸ナトリウム、シリコーンポリマー、ラウリル硫酸ナトリウム；フッ化ナトリウム、フッ化第一スズ及びモノフルオロリン酸ナトリウムからなる群より選択されるオーラルケア化合物を更に含む、請求項1～14のいずれか一項に記載の組成物。

【請求項16】

CSP、CSPアナログ、D is p e r s i n B、ナイシン、ラクトフェリシン、オボアルブミン、オボムコイド、硫酸プロタミン、クロルヘキシジン、塩化セチルピリジニウム、トリクロサン、塩化ベンザルコニウム、過酸化水素、没食子酸エピガロカテキン、ラソソプラゾール、キシリトール、ソルビトール、オイグノール、トリポリリン酸ナトリウム、クエン酸、クエン酸ナトリウム、クエン酸カリウム、クエン酸亜鉛、5-フルオロウラシル、シス-2-デセン酸、DNアーゼI、プロティナーゼK、銀、ガリウム及び抗微生物ペプチドからなる群より選択される感染防止化合物を更に含む、請求項1～15のいずれか一項に記載の組成物。

【請求項17】

ヒト、家畜及び産業動物、並びに動物園の動物、スポーツ用動物又はペット動物、例えばイヌ、ウマ、ネコ、ウシ、ブタ及びヒツジの1種又は複数種を治療するために使用される、請求項1～16のいずれか一項に記載の組成物の口腔使用を含む、口腔内疾患を予防又は治療する方法。

【請求項18】

前記口腔内疾患が歯科バイオフィルムに関連するものである、請求項17に記載の方法。

【請求項19】

前記口腔内疾患が、齲蝕、歯肉炎、歯周炎、口腔細菌感染及び疾患の1つ又は複数から選択される、請求項17又は18に記載の方法。

【請求項20】

前記組成物への複数回曝露を更に含む、請求項17～19のいずれか一項に記載の方法
。